

JR東日本サービスクリエーション 一般事業主行動計画【女性活躍推進法】

計画期間：2024年4月1日～2026年3月31日の2年間

多くの女性社員が所属し活躍している当社において、さらなる女性の職業生活における活躍の推進、仕事と育児の両立環境整備をめざして、以下のとおり行動計画を策定しました。

〈目標1〉 管理職社員に占める女性社員の割合を **30%** 以上を目指す。 (2023年度実績26%)

※当社における管理職社員とは、本社における「次長」「副部長」「担当部長」以上、支店・営業所・グリーンアテンダントセンターにおける「副長（一般職を除く）」「副支店長」「副所長」以上をいう。

〈目標2〉 男性の育児休業取得率の割合を **75%** 以上を目指す。 (2023年度実績67%)

※当社における育児休業とは、「育児休職」「パパ・ママ育休プラス」「配偶者分べん休暇」「産後パパ育休」等をいう。

取組1 管理職を目指す意識づけに関する研修と、昇進意欲を高める制度の充実。

取組2 ワークライフバランスに向けた業務（乗務行路等）の設定。

取組3 育児介護の両立や各種ハラスメントに関する社内向け研修を実施し職場の意識醸成を図る。

次世代法に基づく一般事業主行動計画とあわせて取り組むことで、当社で働くすべての人が能力を發揮できる雇用環境整備を推進する。